

社会福祉法人天理市社会福祉事業団役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天理市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)定款第22条の規定に基づき、役員等の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(費用弁償)

第3条 役員等は、その職務のため、理事会に出席したときは、別表1により費用を弁償することができる。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を越える場合には、天理市社会福祉事業団旅費規則に基づき、旅費を支払うことができる。

(公表)

第4条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額
無償

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。